

桑名市告示第96号

桑名市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月25日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する告示

桑名市産後ケア事業実施要綱（令和元年桑名市告示第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「母子」の次に「（流産又は死産を経験した者を含む。）」を加え、「次に掲げる全ての要件を満たすもの」を「産後ケアを必要とするもの」に改め、同項各号を削る。

第3条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、次条第2項第2号に掲げるサービスは、公認心理師又は臨床心理士が実施することができる。

第6条第3項中「様式第4号。」及び「及び利用者票（様式第5号）」を削る。

第9条第1項中「（様式第6号）」、「（様式第7号）」及び「（様式第8号）」を削る。

別表第2に次のように加える。

3	心理カウンセリング加算	2,000円	2,000円	2,000円
---	-------------	--------	--------	--------

別表第2に備考として次のように加える。

備考 心理カウンセリング加算は、次の各号のいずれかに該当する利用者に対し、公認心理師又は臨床心理士が心理カウンセリングを実施した場合に支弁する。

(1) エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）の得点が9点以上

(2) エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）のうち、質問項目10の得点が1点以上

様式第1号中「（4～5日間かかる可能性あり）」を削り、「

地 区		申請日の児の月齢	妊娠 週 日目 生後 ヶ月 日目
-----	--	----------	---------------------

」を

「

地 区		申請日の児の月齢	妊娠 週 日目 生後 ヶ月 日目
		出生週数	週 日で出生

」に

改める。

様式第4号から様式第8号までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この告示による改正後の別表第2の規定は、この告示の施行の日以後にサービスを提供した場合の委託料について適用し、同日前にサービスを提供した場合の委託料は、なお従前の例による。